

経済産業省

20250922貿局第1号
輸出注意事項2025第20号
経済産業省貿易経済安全保障局

大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について（平成24年4月2日付け輸出注意事項24第24号）の一部を改正の一部を改正する通達を次のとおり制定する。

令和7年9月29日

経済産業省貿易経済安全保障局長 成田 達治

大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等についての一部を改正の一部を改正する通達

大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について（平成24年4月2日付け輸出注意事項24第24号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、令和7年10月9日から施行する。

大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等についての一部を改正の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について（平成24年4月2日付け輸出注意事項24第24号）

改正後	現 行
<p>大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 輸出者が確認すべき事項 (1)～(4) (略) (5) 需要者の確認 注2) 上記の「知ったとき」とは、当該貨物の需要者又は当該技術を利用する者が<u>外国ユーザーリスト(令和7年9月29日付け20250922貿局第1号)</u>に掲載されている場合を含む</p> <p>(6) (略)</p> <p>2.～6. (略) 様式1～様式3 (略) 別記1・別記2 (略)</p>	<p>大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 輸出者が確認すべき事項 (1)～(4) (略) (5) 需要者の確認 注2) 上記の「知ったとき」とは、当該貨物の需要者又は当該技術を利用する者が<u>外国ユーザーリスト(令和7年1月31日付け20250123貿局第1号)</u>に掲載されている場合を含む</p> <p>(6) (略)</p> <p>2.～6. (略) 様式1～様式3 (略) 別記1・別記2 (略)</p>